

総社市告示第92号

総社市介護保険施設等監査要綱（平成30年総社市告示第19号）の一部を次のように改正する。

令和6年7月4日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の27及び第115条の45の7の規定による、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び指定第1号事業者（以下「事業者等」という。）並びに事業者等の従業者又は従業者であった者に対して行う介護給付、予防給付及び第1号事業支給費（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する監査（以下「監査」という。）について、基本的事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の27及び第115条の45の7並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第112条の規定による、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、<u>旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設</u>、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び指定第1号事業者（以下「事業者等」という。）並びに事業者等の従業者又は従業者であった者に対して行う介護給付、予防給付及び第1号事業支給費（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する監査（以下「監査」という。）について、基本的事項を定めるものとする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。